

令和2年1月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場多目的ホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一（会長代理）
会長	13番	野村	栄治
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第46号 農用地利用計画変更承認について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可について

議案第48号 農用地利用集積計画の作成について

議案第49号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

① 相続登記に関する報告

② 合意解約に関する報告

5. その他

◎ 次期総会について

令和2年2月21日（金）午前9時から 和泊町役場結いホール

議案提出締切日：2月14日（金）午後5時まで

現地確認調査日：2月17日（月）午後2時から

議案発送日：2月18日（火）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次

事務局主査 大坪 忠仁

9:00～

皆さん、おはようございます。ただ今より令和2年1月期和泊町農業員

事務局	会定例総会を開会いたします。本日，三島委員より15分程遅れるとの連絡がありました。出席人数は12名で定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは，会長の方からあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。今年，最初の総会になりますので，明けましておめでとうございます。今年もよろしくをお願いします。今月は，会長としての活動は特にありませんでした。以上です。
事務局	それでは，和泊町農業委員会会議規則第5条により，議長は会長が務めることとなっておりますので，会長にお願いしたいと思います。会長，議事の進行をお願いします。
議 長	では，まず議事録署名委員の指名を致します。三島委員がまだ出席されていないので川畑委員，今井委員と私，野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは，議事に入ります。議案第46号 農用地利用計画変更の承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので，次のとおり審議を求める。事務局，説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。整理番号1 用途変更になります，土地の所在が国頭字前川〇〇 普通畑 1,336㎡ 自作地 申請人が国頭〇〇番地の〇〇氏で変更理由が農業用車両駐車場・従業員駐車場・農業用資材置き場・倉庫です。整理番号2 こちらも用途変更です。土地の所在が出花字フリツミ〇〇 普通畑 4,322㎡の内1,591.12㎡ 自作地 申請人が出花〇〇番地の〇〇氏で変更理由が牛舎・運動場です。農振法第13条第2項各号の農用地区域からの除外要件を満たしていると思われれます。以上です。審議をお願いします。
議 長	補足説明，質問はありませんか。
川間委員	整理番号1番ですが，申請人の〇〇氏が何年か前に倉庫を建てたときにこの畑も用途変更したと勘違いしておりまして，利用状況調査のうちに指摘して今回の申請になりました。
川畑委員	整理番号2番の補足説明をします。申請人の〇〇氏は3棟の牛舎を使用していたのですがそのうちの1棟は借りていましてそれを所有者の方から返してほしいと言われて新しい牛舎の建築が必要になり今回の申請になりました。

<p>議 長</p>	<p>他に補足説明，質問等はありませんか。 (なしの声) ないようですので，採決に移ります。整理番号1番，2番承認に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次，議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可について 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので，次のとおり審議を求める。事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい，それでは説明します。申請番号1 土地の所在が国頭字西甫仁〇〇 普通畑 農振区域内 1,846㎡ 貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏で借人が息子さんの〇〇氏です。こちらは，既存の牛舎に隣接して経営規模拡大のために新たに牛舎を新設するという申請です。申請の面積は，1,846㎡の内の634.31㎡になります。9月の総会で用途変更済みです。基盤整備地区で畑かんの整備もされている農地なので，土地改良区や関係機関等と協議しまして問題はないとのことでした。申請番号2 土地の所在が国頭字芭蕉俣〇〇 普通畑 農振区域内 4,193㎡の内の2,005.42㎡ 貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏，借人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。こちらも牛舎建築のためになります。既存の牛舎の500m圏内に経営規模拡大のために新たに牛舎・駐車場・飼料置場・繁殖牛運動場という事で10月の総会で用途変更をしております。こちらも先ほどと同じく基盤整備地区で畑かんの整備もされている農地なので，土地改良区や関係機関等と協議しまして問題はないとのことでした。申請番号3 土地の所在が国頭字前牧〇〇 普通畑 農振区域内 632㎡ 他1筆 合計面積701㎡ 譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏で譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。こちらは，一般住宅・駐車場建設のためということです。9月の総会で除外の申請があり先日縦覧，異議申し立てすべて問題なく終わりましたので今回の許可申請になっています。申請番号4 土地の所在が畦布字大当〇〇 普通畑 農振区域外 301㎡ 譲渡人が畦布〇〇番地の〇〇氏，譲受人が息子さんの〇〇氏で贈与になります。申請事由が農家住宅建設のためです。以上です。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは，申請番号1番から補足説明，質問等はありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません，お配りしてある意見書をご覧ください。転用を許可するにあたっての農地区分なのですが，申請番号1，2の農地区分は農用地区域内農地と判断されますが不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当します。資金面は，肉用牛繁殖基盤強化組合対策事業を活用する計画で，決定通知書の添付もありましたので問題ないと思われれます。</p>

議 長	質問はありませんか。
川畑委員	1番2番とも使用貸借なので期間があると思うのですが記載されていないようなのですが期間を教えてくださいませんか。
事務局	1番は親子間なのでないです。2番は20年間です。
村山委員	今、質問していいのかどうか分からないのですが、牛舎と畜舎にはどのような違いがあるのですか。
平田委員	牛舎は牛だけで畜舎は畜産物全般です。
事務局	3, 4番の補足説明をします。3番の申請場所は周囲が宅地であり、公共事業未整備地で生産性の低い農地の第2種農地と判断されます。資金面ですが、資金計画で残高証明書の添付もありましたので問題ないと思われまます。申請面積がとても広いように思ったのですが隣の家との段差が1m以上ありセットバックをしなければいけないのでこの面積が必要だったようです。4番の申請場所はこちらになります。ご覧の通り住宅が密集しており農地の広がりも10ha未満ですので第2種農地に該当します。父親から土地を譲ってもらって農家住宅を建設するということです。元々1筆でしたが、3筆に分筆してありまして他の2筆の地目は宅地になっています。資金面ですが、銀行からの融資証明書も添付されていて一般基準はすべて満たしているので問題ないと思われまます。以上です。
議 長	他に質問等はありませんか。 (なしの声) それでは、一括で採決したいと思います。許可に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次、議案第48号 農地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求めます。事務局お願いします。
事務局	申請番号1 土地の所在が西原字東風平前〇〇 普通畑 875㎡ 他10筆 合計面積1,439㎡ 貸付人が兵庫県在住の〇〇氏, 借受人が西原〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円, 令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号2 土地の所在が内城字一増田〇〇 普通畑 13,240㎡ 貸付人が和泊〇〇番地の〇〇氏で借受人が根折〇〇番地の〇〇氏, 全面積で〇〇円, 令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号3 土地の所在が国

頭字白石〇〇 普通畑 2,375㎡ 他2筆 合計面積4,262㎡ 貸付人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 借受人が国頭〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円, 令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号4 土地の所在が国頭字多葉仁〇〇 普通畑 1,895㎡ 貸付人が神奈川県在住の〇〇氏で借受人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 全面積で〇〇円, 令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号5 土地の所在が根折字城田原〇〇 普通畑 399㎡ 他3筆 合計面積12,658㎡ 貸付人が和泊〇〇番地の〇〇氏, 借受人が根折〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円, 令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号6 土地の所在が瀬名字伊江原〇〇 普通畑 678㎡ 貸付人が瀬名〇〇番地の〇〇氏で借受人が畦布〇〇番地の〇〇氏, 全面積で〇〇円, 令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号7 土地の所在が瀬名字伊江原〇〇 普通畑 2,395㎡ 貸付人が瀬名〇〇番地の〇〇氏で借受人が畦布〇〇番地の〇〇氏, 全面積で〇〇円, 令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号1から7までは公社を通しての契約になります。申請番号8 土地の所在が和字城原〇〇 普通畑 4,415㎡ 他1筆 合計面積5,419㎡ 貸付人が宮崎県在住の〇〇氏, 借受人が手々知名の株式会社〇〇で全面積〇〇円, 令和2年2月1日からの5年間の契約です。申請番号9 土地の所在が喜美留字木場野〇〇 普通畑 1,173㎡ 他1筆 合計面積2,232㎡ 貸付人が大阪市在住の〇〇氏で, 借受人が喜美留〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円, 令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号8, 9は相対の契約です。申請番号10 土地の所在が玉城字後袋〇〇 普通畑 1,334㎡ 他4筆 合計面積7,266㎡ 貸付人が鹿児島県地域振興公社, 借受人が株式会社〇〇園芸で全面積〇〇円, 3年以内の買受予定の契約です。申請番号11 土地の所在が出花字イン当〇〇 普通畑 1,718㎡ 他1筆 合計面積3,372㎡ 貸付人が鹿児島県地域振興公社, 借受人が手々知名〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円, これも3年以内の買受予定の契約です。以上です。

議長	<p>申請番号1から7まで質問はありませんか。 (なしの声) それでは, 一括で採決したいと思います。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次, 申請番号8から11まで質問はありませんか。8番の借受人の株式会社〇〇の経営面積は少なすぎないですか。</p>
----	--

事務局	<p>そうなんですよ, 株式会社にしてあるのですが経営主名で契約しているところが多く, 後は殆どみなしでしています。何度か契約をするようお願いしているのですが, 聞き入れてもらえない状態です。</p>
-----	--

議 長	<p>会社経営なので契約して欲しいですね。他にないですか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、一括で採決したいと思います。承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで承認します。次、議案第49号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9条に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、売りのあっせんが4件出ています。整理番号1 土地の所在が和泊字湾仁屋〇〇 畑 3,075㎡ 奄美市在住の〇〇氏から希望価格は相場でお願ひしますとのことです。整理番号2 土地の所在が玉城字花トリ〇〇 畑 3,907㎡ 玉城〇〇番地の〇〇氏から希望価格は相場でお願ひしますとのことです。整理番号3 土地の所在が瀬名字東山〇〇 畑 3,714㎡ 瀬名〇〇番地の〇〇氏から希望価格は〇〇万円～でお願ひしますとのことです。整理番号4 土地の所在が畦布字神屋当〇〇 畑 878㎡ 他7筆 合計面積11,537㎡ 大阪府在住の〇〇氏から希望価格は相場でお願ひしますとのことです。以上です。</p>
議 長	<p>和泊の相場はどれくらいですか。</p>
平田委員	<p>この畑は〇〇氏の家の斜め前にあります。3分の1が非農地になっていまして1,880㎡しか使えない状態です。表土が浅く作物をつくるのには適していません。〇〇工務店の〇〇氏が牛用の草を作っていました。〇〇万円～が妥当だと思います。</p>
議 長	<p>それでは、あっせん価格を〇〇万円～で、あっせん委員を平田委員と加納委員をお願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>次、玉城の相場はどれくらいですか。</p>
玉野委員	<p>前回の総会で近くの畑の売りあっせんがありまして〇〇万円～〇〇万円でしたのがなかなか難しい状況ですので今回は〇〇万円～〇〇万円をお願いします。</p>
議 長	<p>あっせん価格を〇〇万円～で、あっせん委員を玉野委員と谷山委員をお願いしてよろしいでしょうか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>次、瀬名の相場はどれくらいですか。</p>
村山委員	<p>昨日、外山委員と現地を確認しました。その後電話で話したのですが、先ほど本人が〇〇万円～との事を事務局から聞きましたが、電話の話の中で〇〇万円～〇〇万円が良いのではという事でした。前々回の総会で瀬名の土地が〇〇万円で売買されたのに比べると少し高いかなと思いますが、あまりにも下がってしまうともう上げられなくなってしまいますので今回は〇〇万円～〇〇万円をお願いします。</p>
大山委員	<p>あっせんするときには上の値段からするのですか、下の値段からするのですか。買う方からすると下の値段で買いたいし、売る方からすると上の値段で売りたいですね。値段の幅はいろいろな気がします、上限の値段だけ決めてそこから降ろしていった方がいいと思います。</p>
事務局	<p>値段の幅を設けてもあっせんする時には上限からあっせんすれば良いのではと思います。最低値段の公表はしなくいいと思います。</p>
議長	<p>今は買い手市場なので上の値段であっせんした場合買わないと言われてしまう可能性が高いと思うので最低値段だけを決めてあっせんした方がいいのではないですか。</p>
玉野委員	<p>私は、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円決めてその幅の中で両方の話を聞いて納得する値段であっせんするのが良いと思います。</p>
三島委員	<p>各字に上畑・中畑・下畑で値段の基準がありますがそれは各畑によって色々条件が違うのでその基準は何のために必要なのですか。</p>
議長	<p>この値段の基準は島外の方から事務局の方に問い合わせなどがあった時に基準になる値段が必要になります。</p>
事務局	<p>田畑価格調査を毎年行っていますがこの調査は全国農業会議所からの調査になりまして全国の農業委員会で行っています。その調査の仕方が上畑・中畑・下畑という事になっておりまして農業委員の皆さんの価格の決め方が曖昧な感じなので会議所の方に田畑価格の基準の問い合わせをしていますので返事が来ましたら皆さんにお知らせいたします。</p>
議長	<p>という事ようです。次、畦布の相場はどうですか。</p>
三島委員	<p>上からの4番までは基盤整備ができていまして畑かんもありまして現況</p>

	は1筆になっています。5番目は基盤整備はされていますが畑かんはありません。6番目は耕作者が畑かんまで整備してあります。7番目は基盤整備はされていますが畑かんはありません。この申出人は昨年相続登記してあったはずですが後7筆ぐらいありませんでしたか。それは売りに出されていませんでしたか。
事務局	申し出があったのは9筆でしたが1筆は現地確認不能地でした。登記簿謄本にも現地確認不能地の記載があるのですが、本人は分からずに相続してしまったのかと思われます。
三島委員	それでは、あっせん価格なのですが、上から4筆は現況1筆なので〇〇万円でもいいかと思います。5, 6, 8筆目も同じでいいと思います。が7筆目は、字内にありまして面積も小さいので〇〇万円をお願いします。以上です。
議長	あっせん価格は前竿が〇〇万円で、その他は〇〇万円～という事で、あっせん委員を三島委員と根折も1筆含まれているので大山委員をお願いします。よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
村山委員	整理番号3番が、まだ決まっていませんが。
議長	すみません、そうでしたね。それでは、あっせん価格を〇〇万円～あっせん委員を村山委員と外山委員にお願いしたいと思いますが、どうですか。 (異議なしの声) 以上ですが、何かありますか。 (なしの声) では次、相続登記の報告を事務局、お願いします。
事務局	それでは、相続登記の報告をします。整理番号1 土地の所在が古里字名里〇〇 畑 1,383㎡ 他14筆 合計面積19,310㎡ 権利を取得した方が古里〇〇番地の〇〇氏で父親から息子さんへの相続になります。整理番号2 土地の所在が畦布字木津勘〇〇 畑 2,029㎡ 他8筆 合計面積15,894㎡ 権利を取得した方が畦布〇〇番地の〇〇氏で旦那さんから奥さんへの相続になります。1, 2ともあっせんの希望はありません。以上です。
議長	合意解約の報告を事務局、お願いします。
事務局	はい、合意解約の報告をします。整理番号1, 2は公社を通しての契約

	<p>で土地の所在が国頭字名間川〇〇 畑 97㎡ 他4筆 合計面積2,933㎡ 貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 受人が国頭〇〇番地の〇〇氏で売買のための 解約になります。整理番号3, 4も公社を通してのA to Aの契約で土地 の所在が出花字川口〇〇 畑 1,102㎡ 他1筆 合計面積1,278㎡ 出花 〇〇番地の〇〇氏の契約で贈与のための解約になります。整理番号5 土 地の所在が永嶺字ウバヒ〇〇 畑 1,266㎡ 他6筆 合計面積11,071㎡公 社を通しての契約で受人が永嶺〇〇番地の〇〇氏で耕作者変更のための解 約になります。整理番号6, 7は公社を通してのA to Aの契約で土地の所 在が根折字城田原〇〇 畑 399㎡ 他3筆 合計面積12,658㎡ 根折〇〇 番地の〇〇氏の契約で耕作者変更のための解約になります。整理番号8 土地の所在が玉城字川内田〇〇 畑 371㎡ 貸人が神戸市在住の〇〇氏で 受人が玉城〇〇番地の〇〇氏で売買のための解約になります。整理番号9 土地の所在が玉城字東コナハ〇〇 畑 6,729㎡ 貸人が神戸市在住の〇 〇氏で受人が大城〇〇番地の〇〇氏で売買のための解約になります。整理 番号10 土地の所在が玉城字西コナハ〇〇 畑 500㎡ 他1筆 合計面積 2,311㎡ 貸人が神戸市在住の〇〇氏で受人が玉城〇〇番地の〇〇氏で売買 のための解約になります。整理番号11 土地の所在が畦布字大当〇〇 畑 301㎡ 貸人が畦布〇〇番地の〇〇氏, 受人が畦布の有限会社〇〇で議案 第47号でありました贈与のための解約になります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>何か質問等はありませんか。 (なしの声) ないようですので, 以上をもちまして, 本日の総会を終了いたします。 お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年1月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

令和2年1月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場多目的ホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一（会長代理）
会長	13番	野村	栄治
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第46号 農用地利用計画変更承認について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可について

議案第48号 農用地利用集積計画の作成について

議案第49号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

① 相続登記に関する報告

② 合意解約に関する報告

5. その他

◎ 次期総会について

令和2年2月21日（金）午前9時から 和泊町役場結いホール

議案提出締切日：2月14日（金）午後5時まで

現地確認調査日：2月17日（月）午後2時から

議案発送日：2月18日（火）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次

事務局主査 大坪 忠仁

9:00～

皆さん、おはようございます。ただ今より令和2年1月期和泊町農業員

事務局	会定例総会を開会いたします。本日，三島委員より15分程遅れるとの連絡がありました。出席人数は12名で定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは，会長の方からあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。今年，最初の総会になりますので，明けましておめでとうございます。今年もよろしくをお願いします。今月は，会長としての活動は特にありませんでした。以上です。
事務局	それでは，和泊町農業委員会会議規則第5条により，議長は会長が務めることとなっておりますので，会長にお願いしたいと思います。会長，議事の進行をお願いします。
議 長	では，まず議事録署名委員の指名を致します。三島委員がまだ出席されていないので川畑委員，今井委員と私，野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは，議事に入ります。議案第46号 農用地利用計画変更の承認について 農業振興地域の整備に関する法律第13条による農用地利用計画変更について申出を受理したので，次のとおり審議を求める。事務局，説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。整理番号1 用途変更になります，土地の所在が国頭字前川〇〇 普通畑 1,336㎡ 自作地 申請人が国頭〇〇番地の〇〇氏で変更理由が農業用車両駐車場・従業員駐車場・農業用資材置き場・倉庫です。整理番号2 こちらも用途変更です。土地の所在が出花字フリツミ〇〇 普通畑 4,322㎡の内1,591.12㎡ 自作地 申請人が出花〇〇番地の〇〇氏で変更理由が牛舎・運動場です。農振法第13条第2項各号の農用地区域からの除外要件を満たしていると思われれます。以上です。審議をお願いします。
議 長	補足説明，質問はありませんか。
川間委員	整理番号1番ですが，申請人の〇〇氏が何年か前に倉庫を建てたときにこの畑も用途変更したと勘違いしておりまして，利用状況調査のうちに指摘して今回の申請になりました。
川畑委員	整理番号2番の補足説明をします。申請人の〇〇氏は3棟の牛舎を使用していたのですがそのうちの1棟は借りていましてそれを所有者の方から返してほしいと言われて新しい牛舎の建築が必要になり今回の申請になりました。

<p>議 長</p>	<p>他に補足説明，質問等はありませんか。 (なしの声) ないようですので，採決に移ります。整理番号1番，2番承認に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次，議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可について 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので，次のとおり審議を求める。事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい，それでは説明します。申請番号1 土地の所在が国頭字西甫仁〇〇 普通畑 農振区域内 1,846㎡ 貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏で借人が息子さんの〇〇氏です。こちらは，既存の牛舎に隣接して経営規模拡大のために新たに牛舎を新設するという申請です。申請の面積は，1,846㎡の内の634.31㎡になります。9月の総会で用途変更済みです。基盤整備地区で畑かんの整備もされている農地なので，土地改良区や関係機関等と協議しまして問題はないとのことでした。申請番号2 土地の所在が国頭字芭蕉俣〇〇 普通畑 農振区域内 4,193㎡の内の2,005.42㎡ 貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏，借人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。こちらも牛舎建築のためになります。既存の牛舎の500m圏内に経営規模拡大のために新たに牛舎・駐車場・飼料置場・繁殖牛運動場という事で10月の総会で用途変更をしております。こちらも先ほどと同じく基盤整備地区で畑かんの整備もされている農地なので，土地改良区や関係機関等と協議しまして問題はないとのことでした。申請番号3 土地の所在が国頭字前牧〇〇 普通畑 農振区域内 632㎡ 他1筆 合計面積701㎡ 譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏で譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。こちらは，一般住宅・駐車場建設のためということです。9月の総会で除外の申請があり先日縦覧，異議申し立てすべて問題なく終わりましたので今回の許可申請になっています。申請番号4 土地の所在が畦布字大当〇〇 普通畑 農振区域外 301㎡ 譲渡人が畦布〇〇番地の〇〇氏，譲受人が息子さんの〇〇氏で贈与になります。申請事由が農家住宅建設のためです。以上です。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは，申請番号1番から補足説明，質問等はありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません，お配りしてある意見書をご覧ください。転用を許可するにあたっての農地区分なのですが，申請番号1，2の農地区分は農用地区域内農地と判断されますが不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」に該当します。資金面は，肉用牛繁殖基盤強化組合対策事業を活用する計画で，決定通知書の添付もありましたので問題ないと思われれます。</p>

議長	質問はありませんか。
川畑委員	1番2番とも使用貸借なので期間があると思うのですが記載されていないようなのですが期間を教えてくださいませんか。
事務局	1番は親子間なのでないです。2番は20年間です。
村山委員	今、質問していいのかどうか分からないのですが、牛舎と畜舎にはどのような違いがあるのですか。
平田委員	牛舎は牛だけで畜舎は畜産物全般です。
事務局	3, 4番の補足説明をします。3番の申請場所は周囲が宅地であり、公共事業未整備地で生産性の低い農地の第2種農地と判断されます。資金面ですが、資金計画で残高証明書の添付もありましたので問題ないと思われれます。申請面積がとても広いように思ったのですが隣の家との段差が1m以上ありセットバックをしなければいけないのでこの面積が必要だったようです。4番の申請場所はこちらになります。ご覧の通り住宅が密集しており農地の広がりも10ha未満ですので第2種農地に該当します。父親から土地を譲ってもらって農家住宅を建設するということです。元々1筆でしたが、3筆に分筆してありまして他の2筆の地目は宅地になっています。資金面ですが、銀行からの融資証明書も添付されていて一般基準はすべて満たしているので問題ないと思われれます。以上です。
議長	他に質問等はありませんか。 (なしの声) それでは、一括で採決したいと思います。許可に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次、議案第48号 農地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求めます。事務局お願いします。
事務局	申請番号1 土地の所在が西原字東風平前〇〇 普通畑 875㎡ 他10筆 合計面積1,439㎡ 貸付人が兵庫県在住の〇〇氏, 借受人が西原〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円, 令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号2 土地の所在が内城字一増田〇〇 普通畑 13,240㎡ 貸付人が和泊〇〇番地の〇〇氏で借受人が根折〇〇番地の〇〇氏, 全面積で〇〇円, 令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号3 土地の所在が国

頭字白石〇〇 普通畑 2,375㎡ 他2筆 合計面積4,262㎡ 貸付人が国頭〇〇番地の〇〇氏，借受人が国頭〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円，令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号4 土地の所在が国頭字多葉仁〇〇 普通畑 1,895㎡ 貸付人が神奈川県在住の〇〇氏で借受人が国頭〇〇番地の〇〇氏，全面積で〇〇円，令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号5 土地の所在が根折字城田原〇〇 普通畑 399㎡ 他3筆 合計面積12,658㎡ 貸付人が和泊〇〇番地の〇〇氏，借受人が根折〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円，令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号6 土地の所在が瀬名字伊江原〇〇 普通畑 678㎡ 貸付人が瀬名〇〇番地の〇〇氏で借受人が畦布〇〇番地の〇〇氏，全面積で〇〇円，令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号7 土地の所在が瀬名字伊江原〇〇 普通畑 2,395㎡ 貸付人が瀬名〇〇番地の〇〇氏で借受人が畦布〇〇番地の〇〇氏，全面積で〇〇円，令和2年2月1日からの10年間の契約です。申請番号1から7までは公社を通しての契約になります。申請番号8 土地の所在が和字城原〇〇 普通畑 4,415㎡ 他1筆 合計面積5,419㎡ 貸付人が宮崎県在住の〇〇氏，借受人が手々知名の株式会社〇〇で全面積〇〇円，令和2年2月1日からの5年間の契約です。申請番号9 土地の所在が喜美留字木場野〇〇 普通畑 1,173㎡ 他1筆 合計面積2,232㎡ 貸付人が大阪市在住の〇〇氏で，借受人が喜美留〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円，令和2年2月1日からの6年間の契約です。申請番号8，9は相對の契約です。申請番号10 土地の所在が玉城字後袋〇〇 普通畑 1,334㎡ 他4筆 合計面積7,266㎡ 貸付人が鹿児島県地域振興公社，借受人が株式会社〇〇園芸で全面積〇〇円，3年以内の買受予定の契約です。申請番号11 土地の所在が出花字イン当〇〇 普通畑 1,718㎡ 他1筆 合計面積3,372㎡ 貸付人が鹿児島県地域振興公社，借受人が手々知名〇〇番地の〇〇氏で全面積〇〇円，これも3年以内の買受予定の契約です。以上です。

議長	<p>申請番号1から7まで質問はありませんか。 (なしの声) それでは，一括で採決したいと思います。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次，申請番号8から11まで質問はありませんか。8番の借受人の株式会社〇〇の経営面積は少なすぎないですか。</p>
----	--

事務局	<p>そうなんですよ，株式会社にしてあるのですが経営主名で契約しているところが多く，後は殆どみなしでしています。何度か契約をするようお願いしているのですが，聞き入れてもらえない状態です。</p>
-----	---

議 長	<p>会社経営なので契約して欲しいですね。他にないですか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、一括で採決したいと思います。承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで承認します。次、議案第49号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9条に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、売りのあっせんが4件出ています。整理番号1 土地の所在が和泊字湾仁屋〇〇 畑 3,075㎡ 奄美市在住の〇〇氏から希望価格は相場でお願ひしますとのことです。整理番号2 土地の所在が玉城字花トリ〇〇 畑 3,907㎡ 玉城〇〇番地の〇〇氏から希望価格は相場でお願ひしますとのことです。整理番号3 土地の所在が瀬名字東山〇〇 畑 3,714㎡ 瀬名〇〇番地の〇〇氏から希望価格は〇〇万円～でお願ひしますとのことです。整理番号4 土地の所在が畦布字神屋当〇〇 畑 878㎡ 他7筆 合計面積11,537㎡ 大阪府在住の〇〇氏から希望価格は相場でお願ひしますとのことです。以上です。</p>
議 長	<p>和泊の相場はどれくらいですか。</p>
平田委員	<p>この畑は〇〇氏の家の斜め前にあります。3分の1が非農地になっていまして1,880㎡しか使えない状態です。表土が浅く作物をつくるのには適していません。〇〇工務店の〇〇氏が牛用の草を作っていました。〇〇万円～が妥当だと思います。</p>
議 長	<p>それでは、あっせん価格を〇〇万円～で、あっせん委員を平田委員と加納委員をお願いしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>次、玉城の相場はどれくらいですか。</p>
玉野委員	<p>前回の総会で近くの畑の売りあっせんがありまして〇〇万円～〇〇万円でしたのがなかなか難しい状況ですので今回は〇〇万円～〇〇万円をお願いします。</p>
議 長	<p>あっせん価格を〇〇万円～で、あっせん委員を玉野委員と谷山委員をお願いしてよろしいでしょうか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>次、瀬名の相場はどれくらいですか。</p>
村山委員	<p>昨日、外山委員と現地を確認しました。その後電話で話したのですが、先ほど本人が〇〇万円～との事を事務局から聞きましたが、電話の話の中で〇〇万円～〇〇万円が良いのではという事でした。前々回の総会で瀬名の土地が〇〇万円で売買されたのに比べると少し高いかなと思いますが、あまりにも下がってしまうともう上げられなくなってしまいますので今回は〇〇万円～〇〇万円をお願いします。</p>
大山委員	<p>あっせんするときには上の値段からするのですか、下の値段からするのですか。買う方からすると下の値段で買いたいし、売る方からすると上の値段で売りたいですね。値段の幅はいらぬような気がします、上限の値段だけ決めてそこから降ろしていった方がいいと思います。</p>
事務局	<p>値段の幅を設けてもあっせんする時には上限からあっせんすれば良いのではと思います。最低値段の公表はしなくいいと思います。</p>
議長	<p>今は買い手市場なので上の値段であっせんした場合買わないと言われてしまう可能性が高いと思うので最低値段だけを決めてあっせんした方がいいのではないですか。</p>
玉野委員	<p>私は、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円決めてその幅の中で両方の話を聞いて納得する値段であっせんするのが良いと思います。</p>
三島委員	<p>各字に上畑・中畑・下畑で値段の基準がありますがそれは各畑によって色々条件が違うのでその基準は何のために必要なのですか。</p>
議長	<p>この値段の基準は島外の方から事務局の方に問い合わせなどがあった時に基準になる値段が必要になります。</p>
事務局	<p>田畑価格調査を毎年行っていますがこの調査は全国農業会議所からの調査になりまして全国の農業委員会で行っています。その調査の仕方が上畑・中畑・下畑という事になっておりまして農業委員の皆さんの価格の決め方が曖昧な感じなので会議所の方に田畑価格の基準の問い合わせをしていますので返事が来ましたら皆さんにお知らせいたします。</p>
議長	<p>という事ようです。次、畦布の相場はどうですか。</p>
三島委員	<p>上からの4番までは基盤整備ができていまして畑かんもありまして現況</p>

	は1筆になっています。5番目は基盤整備はされていますが畑かんはありません。6番目は耕作者が畑かんまで整備してあります。7番目は基盤整備はされていますが畑かんはありません。この申出人は昨年相続登記してあったはずですが後7筆ぐらいありませんでしたか。それは売りに出されていませんでしたか。
事務局	申し出があったのは9筆でしたが1筆は現地確認不能地でした。登記簿謄本にも現地確認不能地の記載があるのですが、本人は分からずに相続してしまったのかと思われます。
三島委員	それでは、あっせん価格なのですが、上から4筆は現況1筆なので〇〇万円でもいいかと思います。5, 6, 8筆目も同じでいいと思います。が7筆目は、字内にありまして面積も小さいので〇〇万円をお願いします。以上です。
議長	あっせん価格は前竿が〇〇万円で、その他は〇〇万円～という事で、あっせん委員を三島委員と根折も1筆含まれているので大山委員をお願いします。よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
村山委員	整理番号3番が、まだ決まっていませんが。
議長	すみません、そうでしたね。それでは、あっせん価格を〇〇万円～あっせん委員を村山委員と外山委員にお願いしたいと思いますが、どうですか。 (異議なしの声) 以上ですが、何かありますか。 (なしの声) では次、相続登記の報告を事務局、お願いします。
事務局	それでは、相続登記の報告をします。整理番号1 土地の所在が古里字名里〇〇 畑 1,383㎡ 他14筆 合計面積19,310㎡ 権利を取得した方が古里〇〇番地の〇〇氏で父親から息子さんへの相続になります。整理番号2 土地の所在が畦布字木津勘〇〇 畑 2,029㎡ 他8筆 合計面積15,894㎡ 権利を取得した方が畦布〇〇番地の〇〇氏で旦那さんから奥さんへの相続になります。1, 2ともあっせんの希望はありません。以上です。
議長	合意解約の報告を事務局、お願いします。
事務局	はい、合意解約の報告をします。整理番号1, 2は公社を通しての契約

	<p>で土地の所在が国頭字名間川〇〇 畑 97㎡ 他4筆 合計面積2,933㎡ 貸人が国頭〇〇番地の〇〇氏, 受人が国頭〇〇番地の〇〇氏で売買のための 解約になります。整理番号3, 4も公社を通してのA to Aの契約で土地 の所在が出花字川口〇〇 畑 1,102㎡ 他1筆 合計面積1,278㎡ 出花 〇〇番地の〇〇氏の契約で贈与のための解約になります。整理番号5 土 地の所在が永嶺字ウバヒ〇〇 畑 1,266㎡ 他6筆 合計面積11,071㎡公 社を通しての契約で受人が永嶺〇〇番地の〇〇氏で耕作者変更のための解 約になります。整理番号6, 7は公社を通してのA to Aの契約で土地の所 在が根折字城田原〇〇 畑 399㎡ 他3筆 合計面積12,658㎡ 根折〇〇 番地の〇〇氏の契約で耕作者変更のための解約になります。整理番号8 土地の所在が玉城字川内田〇〇 畑 371㎡ 貸人が神戸市在住の〇〇氏で 受人が玉城〇〇番地の〇〇氏で売買のための解約になります。整理番号9 土地の所在が玉城字東コナハ〇〇 畑 6,729㎡ 貸人が神戸市在住の〇 〇氏で受人が大城〇〇番地の〇〇氏で売買のための解約になります。整理 番号10 土地の所在が玉城字西コナハ〇〇 畑 500㎡ 他1筆 合計面積 2,311㎡ 貸人が神戸市在住の〇〇氏で受人が玉城〇〇番地の〇〇氏で売買 のための解約になります。整理番号11 土地の所在が畦布字大当〇〇 畑 301㎡ 貸人が畦布〇〇番地の〇〇氏, 受人が畦布の有限会社〇〇で議案 第47号でありました贈与のための解約になります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>何か質問等はありませんか。 (なしの声) ないようですので, 以上をもちまして, 本日の総会を終了いたします。 お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年1月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

令和元年11月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場多目的ホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一(会長代理)
会長	13番	野村	栄治
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可について

議案第39号 農用地利用集積計画の作成について

議案第40号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第41号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

5. その他

① 全国農業新聞普及拡大について

② 地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の報告について

③ 第57回和泊町農業祭式典への出席について

④ 忘年会の日程について

⑤ 次期総会について

令和元年12月13日（金）午前9時から 和泊町役場多目的ホール

議案提出締切日：12月6日（金）午後5時まで

現地確認調査日：12月9日（月）午後2時から

議案発送日：12月11日（水）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子
事務局主査 大坪 忠仁

事務局次長 西村 雄次

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和元年度11月期和泊町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは、会長の方からあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。先月の与論での推進会議はお疲れ様でした。大変勉強になったと思います。今月の会議の出席はサトウキビ生産対策会議で南栄糖業の製糖開始が12月3日からという事でした。後、4Hクラブの総会に出席しました。パイナップルやビアホルン、ズッキーニの栽培拡大に力を入れたいとのことでした。4Hクラブは両町併せての活動ですので会議の出席人数が大変多かったです。以上です。
事務局	それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。村山委員、平田委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。申請番号1 土地の所在が喜美留字入田〇〇 普通畑 381㎡ 譲渡人は東京都在住の〇〇氏、譲受人は喜美留〇〇番地の〇〇氏、申請事由は身内への贈与です。申請番号2 土地の所在が国頭字逢久〇〇 普通畑 1,620㎡ 他3筆 合計面積2,463㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭〇〇番地の〇〇氏、申請事由は耕作の効率化を図る為で対等交換の為無償となっております。申請番号3 土地の所在が国頭字埼之島〇〇 普通畑 1,853㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭〇〇番地の〇〇氏で申請番号2の相手方になりますので申請事由は耕作の効率化を図る為で対等交換の為無償となっております。申請番号4 土地の所在が喜美留字名原〇〇 普通畑 4,814㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は西原〇〇番地の〇〇氏、申請事由は譲渡人がその他の資金が必要な為で譲受人が経営規模拡大の為で全面積〇〇万円、農業委員のあっせんによる売買です。申請番号5 土地の所在が国頭字比嘉〇〇 普通畑 3,968㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭

	<p>〇〇番地の〇〇氏，申請事由は譲渡人がその他の資金が必要な為で譲受人が経営規模拡大の為で全面積〇〇万円，農業委員のあっせんによる売買です。これらの申請は，農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件すべてを満たしております。以上です。審議をお願いします。</p>
議長	<p>補足説明，質問はありませんか。 (なしの声) ないようですので，採決に移ります。申請番号1～5番まで許可に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。次に，議案第39号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。このほとんどが出花字の集積になりまして，申請番号が177番までありますが，事務局どうしますか。</p>
事務局	<p>はい，利用権の設定が177件になります。使用貸借が94件，賃貸借が83件です。その中の公社との契約が172件で，契約の合計面積が1,007,355㎡で相対が37,615㎡でした。これらの申請は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各自で目を通して下さい。以上です。 (各自で目を通しての確認)</p>
議長	<p>皆さん，確認されましたか。 (はいの声) 質問はありませんか。</p>
大山委員	<p>少しよろしいでしょうか。90ページの143番の借り手は根折字の方ですよ。3年前に根折字で集積した際は時間もなくて私自身勉強不足で人・農地プランなどとの兼ね合いで字の人だけで集積しなければいけないような感じでしたが現在の集積では他の字の人でも集積に入れることができるようになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>人・農地プランは事前に立てたプランに沿わなくてはならないのですが，地域集積などに他の字の認定農業者等を加えることを地域で認めるなどして人・農地プランの見直しをすれば可能になります。</p>
大山委員	<p>人・農地プランの見直しを行えば他の字の方でもその字に農地があれば集積出来るのですね。</p>
事務局	<p>認定農業者は重複して集積されても大丈夫です。認定農業者は，町内の</p>

	あちらこちらで農地を借りているのでそうならざるを得ないということです。その代わりに認定農業者等が人・農地プランに組み込まれた場合はその字での字内活動や水土里サークル活動などに積極的に参加しないといけないということが条件としてあります。
大山委員	そういうことなのですね。根折の場合は他の字の方が借りている農地は全部省いてしまったので集積の割合が大変低くなってしまって残念でした。契約の途中でいろいろな変更などもできなかったのですが、現在では契約変更等もそう難しくないようなので、これから集積する地域の方は頑張ってもらいたいですね。
議長	出花字の集積は何割位になりましたか。
事務局	8割弱ですね。
議長	単価はいくらぐらいですか。
事務局	22,000円になります。
三島委員	畦布が一番低かったですね。
事務局	そうなりますね。前回の集積でA to Aの場合は半額支払いだったのですが今回からは満額支払いになります。
議長	他に質問はありませんか。 (なしの声) それでは、一括で採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次、議案第40号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9条に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。(徳永委員 退出)
事務局	借りのあっせん111ページになります。整理番号1 皆川字に20,000㎡ほど借りたいと皆川〇〇番地の〇〇氏からの申し出がありました。〇〇氏は認定農業者であっせん名簿に登録もされています。以上です。
議長	それでは、あっせん委員を谷山委員と玉野委員にお願いしたいと思います。

	<p>すが、どうですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では次、議案第41号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について 農地法第32条第1項の規定により農地の利用意向調査を実施してよろしいか、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地の利用意向調査ということで今年も委員の皆さんに遊休農地、非農地を調査していただき結構な面積が上がってきています。事務局の方でもう一度遊休農地の現地確認をしまして今月末には所有者の方に利用意向調査の手紙を発送したいと思っています。意向調査の手紙の内容は114～117ページになりますので確認してください。意向調査の返信を待ちまして今後の対応を考えたいと思います。この利用意向調査の手紙を発送してよろしいでしょうか。お伺いします。</p>
議長	<p>現在、遊休農地が216,000㎡ということですが、やはり国頭字が一番多いですね。だいたい何筆ぐらいありますか。</p>
事務局	<p>100筆は超えています。</p>
三島委員	<p>この遊休農地に含まれている土地ですがたいへん小さい畑が結構含まれています。このような畑はなかなか耕作してもらえない状態です。</p>
議長	<p>耕作機械も大型化して極小の農地は耕作の仕様がなくて現状です。こういうような極小の畑は非農地として判断した方がいいと思うのですがどうですか。</p>
村山委員	<p>基盤整備されているところにも小さい遊休農地が何筆かあるのですがそれらも非農地として判断してもいいのですか。登記上は畑になっているのですが、50㎡もないような畑で所有者も耕作しようがないと言っています。</p>
議長	<p>基盤整備されていても耕作できないような畑は非農地として判断してもいいと思いますが、どうですか。</p>
事務局	<p>基盤整備されている農地を非農地として判断することは大変難しいです。</p>
川畑委員	<p>農業委員会の判断で非農地にすることはできないのですか。基盤整備されていて登記上は畑で現地確認すると土手になっている状態です。これを所有者はどう耕作すればいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのような場合は仕方ないのですが事務局で現地確認したところ大きい面積の農地が遊休化してしているところの解消を進めさせていただきたいと思っています。9月総会に大山委員から水土里サークルの活動として遊休農地の解消をしてもいいのですかという質問がありましたが、以前はできま</p>

	<p>せんでしたが，地域住民の理解を得ることができれば，現在は水土里サークルの活動として認められるようになりました。解消できそうな遊休農地がありましたら水土里サークルの活用も考えてみてください。</p>
議 長	<p>今月末に利用意向調査の手紙を送るそうなので解消できそうな遊休農地がある方は事務局まで連絡してください。次，合意解約の報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい，合意解約になります。畦布の地域集積のA to Aの合意解約です。土地の所在が畦布字山道〇〇 516㎡ 他4筆 合計面積10,703㎡ 所有者が畦布〇〇番地の〇〇氏 で今月の15日に合意解約をしております。耕作者変更の為の解約になります。議案第39条で畦布〇〇番地の〇〇氏と新たに契約しています。以上です。</p>
議 長	<p>何か質問等はありませんか。無いようですので，以上をもちまして，本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和元年11月21日

会 長 野村 栄治

署名委員 村山 俊夫

署名委員 平田 春夫